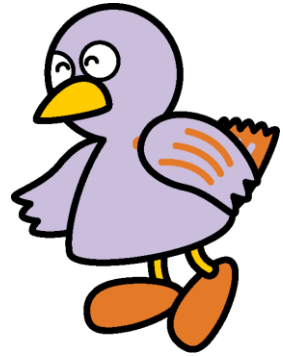


埼玉県からののお知らせ

平成30年4月1日から

都市計画法（以下、「法」という。）に基づく
開発許可等の事務が県から**滑川町**に
権限移譲されます。

4月1日以降は**滑川町**で開発許可
等の事務を行います。



埼玉県のマスコット
コバトン

移譲される 主な事務	法第29条第1項に基づく開発許可
	法第36条第2項に基づく検査及び検査済証の交付
	法第43条第1項に基づく建築行為等の許可
	法施行規則第60条の証明書（適合証明書）の交付

※ 平成30年4月1日以降の開発許可等の申請に係る手数料については、申請先の町に納めてください。

【問い合わせ先】

滑川町 建設課 TEL: 0493-56-4068 (直通)	埼玉県川越建築安全センター 東松山駐在 TEL: 0493-22-4341 (直通)	埼玉県 都市計画課 TEL: 048-830-5478 (直通)
--	---	--

※ 平成30年4月1日以降、問い合わせ先の担当課名は変更になる場合があります。